

学会規程

(名 称)

第1条 当法人は、「日本言語聴覚学会」を置く。

(目的および事業)

第2条 当学会は言語聴覚障害に関する学術および技術の研究ならびにこれに関する事業を行う。

(会 員)

第3条 学会員は、当協会の正会員とする。

(役 員)

第4条 学会は会長1名を置く。

- 2 会長は当法人正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を経て選任される。
- 3 会長の選任は、原則として学会開催担当年度の前々年に行う。

(会長の任務)

- 第5条 会長は、正会員の中から学会運営に必要な委員を選任し、その業務を統括する。
- 2 会長は、学会の企画・運営について理事会と協議する。
 - 3 会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。

(補 則)

第6条 学会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則 この規程は平成21年11月7日より施行する。